

<ul style="list-style-type: none">• 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；• 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；• 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；• 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。	<ul style="list-style-type: none">• 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。• 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。• 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。• ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。
---	--

© 2014 LeeZhao Law Firm

Issue 413-2014/11/04~2014/11/10

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 国务院办公厅关于加强进口的若干意见..... 2
- 国家工商总局关于加强汽车市场监管的指导意见..... 2
- 贯彻落实《国务院关于促进海运业健康发展的若干意见》的实施方案..... 3
- 关于北京、上海、广州知识产权法院案件管辖的规定..... 3
- 关于财产保全工作的规定（上海）..... 3

二、相关新信息

- 《外商投资产业指导目录》（修订稿）公开征求意见..... 4
- 应收账款质押登记的法定平台（中登网）简介..... 5

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 輸入強化に関する国務院弁公庁による若干の意見..... 2
- 自動車市場の監督管理を強化することについて 国家工商総局による指導意見..... 2
- 「海運業の健全なる発展促進に関する国務院による若干意見」の实施方案の实施貫徹..... 3
- 北京、上海、広州の知的財産権の裁判所の案件管轄に関する規定..... 3
- 財産保全作業に関する規定（上海）..... 3

二、関連する新着情報

- 「外商投資産業指導目録」（改正案）がパブリックコメントを募集する..... 4
- 売掛金質権登記の法定プラットフォーム（中登網）の簡潔な紹介..... 5

一、最新中国法令

● 国务院办公厅关于加强进口的若干意见

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2014〕49号
 【发布日期】2014-11-06
 【内容提要】该意见提出：

1	继续鼓励先进技术设备和关键零部件等进口。 ▪ 加快调整《鼓励进口技术和产品目录》。
2	稳定资源性产品进口。 ▪ 在有效管理的前提下，适度扩大再生资源进口。
3	合理增加一般消费品进口。
4	大力发展服务贸易进口。 ▪ 积极扩大国内急需的咨询、研发设计、节能环保、环境服务等知识、技术密集型生产性服务进口和旅游进口。
5	进一步优化进口环节管理。 ▪ 加紧在中国（上海）自由贸易试验区率先开展汽车平行进口试点工作。 ▪ 适时调整自动进口许可货物种类。 ▪ 加快自动进口许可管理商品无纸化通关试点。 ▪ 不断优化海关税收征管程序。
6	进一步提高进口贸易便利化水平。 ▪ 对进口货物实行 24 小时和节假日预约通关。 ▪ 加快推进全国海关通关一体化改革工作。 ▪ 继续完善检验检疫制度。扩大采信第三方检验检测认证结果，推动检测认证结果及其标准的国际互认，缩短检验检疫时间。
7	大力发展进口促进平台。
8	积极参与多双边合作。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/06/content_9183.htm

● 国家工商总局关于加强汽车市场监管的指导意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商市字〔2014〕190号
 【发布日期】2014-10-29
 【内容提要】该意见提出：加大对损害竞争和消费者及其他汽车市场主体合法权益的垄断协议、滥用市场支配地位、商业贿赂、违法有奖销售、虚假广告宣传、销售侵权和假冒伪劣商品、不公平合同格式条款、网络交易违法行为等突

一、最新中国法令

● 輸入強化に関する国务院弁公庁による若干の意見

【発布機関】国务院弁公庁
 【発布番号】国弁発〔2014〕49号
 【発布日】2014-11-06
 【概要】本意見によると、以下の通りである。

1	先進技術設備および主要部品などの輸入を継続的に奨励する。 ▪ 「輸入奨励技術および製品目録」の調整を加速する。
2	資源性製品の輸入を安定させる。 ▪ 効果的な管理の前提の下、再生資源の輸入を適度に拡大する。
3	一般消費財の輸入を合理的に増加する。
4	サービス貿易輸入の発展に注力する。 ▪ 国内で急を要するコンサルティング、研究開発設計、省エネ環境保護、環境サービスなどの知識、技術密集型生産型サービスの輸入および観光輸入を積極的に拡大する。
5	輸入段階の管理を更に最適化する。 ▪ 中国（上海）自由貿易試験区において率先して実施している自動車並行輸入試行作業を強化する。 ▪ 自動輸入許可貨物の種類を適時に調整する。 ▪ 自動輸入許可管理商品のペーパーレス化通関試行を加速する。 ▪ 税関税徴収管理手順を絶えず最適化する。
6	輸入貿易利便化水準を更に向上させる。 ▪ 輸入貨物に対する 24 時間および休祝日の通関予約を実施する。 ▪ 全国税関通関一体化改革作業の推進を加速する。 ▪ 検査検疫制度を継続的に整備する。第三者検査測定認証結果の採用を拡大し、検査認証結果およびその基準の国際相互承認を推進し、検査検疫時間を短縮する。
7	輸入促進プラットフォームの発展に注力する。
8	多国間、二国間協力を積極的に参加する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/06/content_9183.htm

● 自動車市場の監督管理を強化することについての国家工商総局による指導意見

【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商市字〔2014〕190号
 【発布日】2014-10-29
 【概要】本意見では、競争と消費者その他の自動車市場の主体の適法な権益を損なう独占的協定、市場の支配的地位の濫用、商業賄賂、違法な懸賞付販売、虚偽の広告宣伝、権利侵害および偽ブランド・模造劣悪商品の販売、不公平な契約および約款、

出问题的整治力度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201411/t20141102_149584.html

● 贯彻落实《国务院关于促进海运业健康发展的若干意见》的实施方案

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交水发〔2014〕208号
【发布日期】2014-10-31
【内容提要】该方案提出：在中国（上海）自由贸易试验区稳妥开展外商成立独资船舶管理公司、控股合资海运公司、海员外派机构等对外开放试点，建立海运领域外商投资准入前国民待遇加负面清单管理模式。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201410/t20141031_1718793.html

● 关于北京、上海、广州知识产权法院案件管辖的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2014〕12号
【发布日期】2014-10-31
【实施日期】2014-11-03
【内容提要】该规定主要涉及知识产权法院的案件管辖及审级关系，包括一审管辖、跨区域管辖、专属管辖、二审管辖、上诉管辖及未结案件处理等。

知识产权法院管辖所在市辖区内的下列第一审案件：

- （一）专利、植物新品种、集成电路布图设计、技术秘密、计算机软件民事和行政案件；
- （二）对国务院部门或者县级以上地方人民政府所作的涉及著作权、商标、不正当竞争等行政行为提起诉讼的行政案件；
- （三）涉及驰名商标认定的民事案件。

【备注】[北京、上海、广东知识产权民事、行政案件管辖示意图](#)

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-11/04/content_90022.htm?div=-1

● 关于财产保全工作的规定（上海）

【发布单位】上海市高级人民法院
【发布文号】沪高法（审）〔2014〕3号
【发布日期】2014-07-31
【实施日期】2014-07-31

オンライン取引違法行為等の顕著な問題への取り締まりの強化を打ち出している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201411/t20141102_149584.html

● 「海運業の健全なる発展促進に関する国务院による若干意見」の实施方案の実施貫徹

【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交水発〔2014〕208号
【発布日】2014-10-31
【概要】本方案は、中国（上海）自由貿易試験区における外資による独資船舶管理会社、株式支配弁海運会社、船員派遣機構などの設立の対外開放試行を着実に実施し、海運分野における外商投資参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理方式を確立するよう提唱している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201410/t20141031_1718793.html

● 北京、上海、広州の知的財産権の裁判所の案件管轄に関する規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法释〔2014〕12号
【発布日】2014-10-31
【実施日】2014-11-03
【概要】本規定は、主に知的財産権の裁判所の管轄および審理等級関係に係わるものであり、一審の管轄、区域を跨ぐ管轄、専属管轄、二審管轄、上訴管轄および未結審案件の取り扱い等が含まれる。

知的財産権の裁判所は所在市管轄区域内の次に掲げる第一審案件を管轄する。

- （一）特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術情報、コンピューターソフトウェア民事および行政案件。
- （二）国务院部門又は県級以上の地方人民政府が行う著作権、商標、不正競争等の行政行為に対し訴訟を提起する行政案件。
- （三）馳名商標認定に係わる民事案件。

【注 釈】[北京、上海、広東の知的財産権民事、行政案件管轄の略図](#)

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-11/04/content_90022.htm?div=-1

● 財産保全作業に関する規定（上海）

【発布機関】上海市高級人民法院
【発布番号】滬高法（審）〔2014〕3号
【発布日】2014-07-31
【実施日】2014-07-31

【内容提要】与以往规定相比，主要修改点如下：

担保金额的计算
<ul style="list-style-type: none">申请人应提供相当于申请保全金额的财产，或者不低于因申请错误可能造成被申请人财产损失金额的现金作为担保。 <p>确定可能造成被申请人财产损失金额有困难的，可以参考下列标准分段累积计算现金担保金额：保全金额在 1000 万元以下部分按 20% 计，保全金额在 1000 万元至 1 个亿部分按 10% 计，保全金额在 1 个亿以上部分按 5% 计。</p> <ul style="list-style-type: none">另外，申请诉前保全，一般应当提供相当于申请保全金额的<u>足额担保</u>。
超标的额执行中增加条款
<ul style="list-style-type: none">对超标的额执行时的评估费用、解除以及查封不动产等问题进行了系统规定。
续保期限的变更
<ul style="list-style-type: none">续保须在保全期限届满的<u>十五个工作日之前</u>提出书面申请。
对于诉前财产保全的申请法院有所增加
<ul style="list-style-type: none">诉前财产保全可以向“被保全财产所在地、被申请人住所地或者对案件有管辖权的人民法院”申请。
作出复议决定的时间有所变化
<ul style="list-style-type: none">对财产保全不服提出的复议申请，法院应当在收到复议申请之日起<u>十五个工作日内</u>作出复议决定。

【法令全文】如需该规定全文，请与我们联系。

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《外商投资产业指导目录》\(修订稿\) 公开征求意见](#)

日前，国家发展改革委会同商务部等部门对《外商投资产业指导目录（2011 年修订）》进行了修订，形成目录修订稿，并向社会[公开征求意见](#)（截止日期 2014 年 12 月 03 日）。

【概要】従来の規定と比較し、主な改正箇所は以下の通りである。

担保金額の計算について
<ul style="list-style-type: none">申立人は、保全を申し立てた金額に相当する財産、又は申し立てが誤った場合に被申立人の財産損失をもたらす得る金額を下回らない現金を担保として提供しなければならない。 <p><u>もたらし得る被申立人の財産の損失金額を確定することがどうしても困難である場合、次の基準を参考にして現金による担保金額を段階的に累積計算することができる。保全金額が 1,000 万元以下の部分については 20% で計算し、保全金額が 1,000 万元から 1 億元までの部分については 10% で計算し、保全金額が 1 億元以上の部分については 5% で計算する。</u></p> <ul style="list-style-type: none">その他、訴訟前の保全を申し立てる場合、通常、保全申立ての金額に相当する充分な額の担保を提供しなければならない。
対象額を超えた執行において条項を追加した
<ul style="list-style-type: none">対象額を超えて執行する場合の評価費用、解除および不動産差押查封等の事項について系統的な規定を行った。
保全更新期間の変更について
<ul style="list-style-type: none">保全期間を更新する場合は、保全期間が満了する <u>15 業務日までに</u>書面で申請を行わなければならない。
訴訟前財産保全の申立が可能な裁判所が増えた
<ul style="list-style-type: none">訴訟前財産保全は、「被保全財産所在地、被申立人住所地又は案件について管轄権を有する人民法院」に申し立てることができる。
再審査請求決定の期日を変更した
<ul style="list-style-type: none">財産保全を不服とし行う再審査請求の申立について、裁判所は、再審査請求の申立を受けてから <u>15 業務日以内に</u>再審査請求の決定を行わなければならない。

【法令全文】本規定の全文を必要とする場合、弊所までご連絡ください。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [「外商投資産業指導目録」\(改正案\)がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家發展改革委員會は商務部等の部門と共同で「外商投資産業指導目録（2011 年改正）」を改定し、目録改正案を整理し、広く[パブリックコメントを募集](#)する（締切日は 2014 年 12 月 3 日）。

此次修订大幅缩减限制类条目，放开外资股比限制，重点推进制造业和服务业对外开放。

- 限制类条目，从 79 条减少到 35 条。“合资、合作”条目数从 43 条减少到 11 条，“中方控股”条目数从 44 条减少到 32 条。
- 取消的外资限制项目主要包括钢铁、乙烯、炼油、造纸、煤化工设备、汽车电子、起重机械、输变电设备、名优白酒、支线铁路、地铁、部分药品、国际海上运输、电子商务、财务公司、保险经纪公司、连锁店、土地成片开发、进出口商品检验等。
- 修订后的目录鼓励外商投资现代农业、高新技术、先进制造、节能环保、新能源、现代服务业等领域，鼓励外资在研发环节投资，推动引资、引技、引智有机结合。同时，所有外资股比规定原则上都要在目录中列明，允许类项目不对外资进行股比限制。
- 高等教育机构、普通高中教育机构、幼儿教育等列入限制类目录，职业技能培训列入鼓励类目录。而老年人、残疾人和儿童服务机构，养老机构，以及演出场所经营和体育场馆经营、健身、竞赛表演及体育培训和中介服务列入鼓励类目录。

(里兆律师事务所 2014 年 11 月 07 日编写)

この度の改定では制限類の条目が大幅に削減され、外資の持分出資比率の制限が緩和され、製造業とサービス業の対外的開放を重点に推進するものである。

- 制限類の条目が、79 条から 35 条に削減された。「合併、合作」の条数が 43 条から 11 条に削減され、「中方持支配配」条数が 44 条から 32 条に削減された。
- 廃止された外資制限項目は、主に、鉄鋼、エチレン、製油、製紙、石炭化学工業、自動車電子、起重機、送変電設備、一流白酒、支線鉄道、地下鉄、一部薬品、国際海上輸送、電子商取引、ファイナンス会社、保険代理業者、フランチャイズ店、土地開発業者、輸出入商品検査等が含まれる。
- 改正後の目録は、外資による現代農業、ハイテク、先端的製造、省エネ環境保全、新エネルギー、現代サービス業等の分野に投資することを奨励し、外資による研究開発の段階での投資を奨励し、資金導入、技術導入、知恵の導入を行い効果的な結合を推進する。同時に、外資持分比率に関するすべての規定は原則として目録に記載され、許可類項目は外資の出資比率を制限しない。
- 高等教育機関、普通中高教育機関、育児幼児教育等は制限類目録に記載され、職業技能訓練は奨励類目録に記載される。高齢者、身体障害者および児童向けサービス機構、老人福祉施設、および上演場所の経営およびスポーツ施設の経営、スポーツジム、競技の演出および体育訓練および仲介サービス等は奨励類目録に記載される。

(里兆法律事務所が 2014 年 11 月 7 日付で作成)

● 应收账款质押登记的法定平台（中登网）简介

根据《物权法》第 228 条及《应收账款质押登记办法》的规定，应收账款设立质押权的，“质权自信贷征信机构办理出质登记时设立”，登记机关为中国人民银行征信中心。据此，中国人民银行征信中心设立了“中征动产融资统一登记平台”（www.zhongdengwang.com，中登网，以下简称“该登记平台”）来具体从事该项登记业务，该登记平台也是中国国内目前唯一一家有资质办理应收账款质押登记业务的权威平台。

一、该登记平台设立的市场背景

随着中国政府对市场监管的不断放开，企业在获得更大的经营自主权的同时，也面临着更多的交易风险。以“注册资本认缴登记制”改革和“企业年检制度取消”为例，它们客观上加大了信息不对称，对市场主体收集交易相关信息，从而对交易对象的资信水平做出准确判断的能力提出了更高的要求。因此，市场对能够提供各种交易信息（包括企

● 売掛金質権登記の法定プラットフォーム（中登網）の簡潔な紹介

「物権法」第 228 条および「売掛金質権登記弁法」によれば、売掛金質権を設定する場合、「質権は与信信用調査機構が質権設定登記を行った時点で成立」し、登記機関は中国人民银行信用調査センターであると規定されている。これに基づき、中国人民银行信用調査センターは「中征動産融資統一登記プラットフォーム」（www.zhongdengwang.com、中登網、以下「本登記プラットフォーム」という）を設立して実際に当該登記業務に従事しており、本登記プラットフォームは中国国内において現時点で唯一の売掛金質権登記業務資格を有する権威あるプラットフォームでもある。

一、本登記プラットフォーム設立の市場背景

中国政府の市場に対する監督管理が絶え間なく緩和されるのに伴い、企業はより大きな経営自主権を獲得すると同時に、より多くの取引リスクに直面している。「登録資本引受登記制」と「企業年度検査制度の廃止」を例にすれば、それらは客観的に情報の非対称を拡大しており、市場主体の取引関連情報の収集において、取引対象の信用レベルについて正確な判断を下す能力に

业资信情况、财产权属信息等)的信息登记和查询平台产生了强烈的需求,该登记平台正是在这种市场需求下应运而生的。

二、该登记平台的概况

该登记平台是由中征动产融资登记服务有限公司设立的网上登记公示平台。中征动产融资登记服务有限公司主要从事动产融资登记相关服务(包括:登记、征信、咨询、调查、代理交易结算、系统运行维护;动产融资登记服务的宣传推广、市场研究及对外交流与合作,以及其他与动产融资登记相关的服务),直属于央行的中国人民银行征信中心是其主要股东。

该登记平台的注册用户分为普通用户和常用户,普通用户个人和企业均可注册,仅具有查询权限而无权进行公示登记;常用户只能由企业申请注册,并向人民银行征信中心在各省市设立的分中心申请现场审核,通过审核后获得在该登记平台进行公示登记的权限。截至2014年06月30日,该登记平台拥有8131家常用户,已办理登记业务1,335,874笔,查询业务2,035,902笔。

三、该登记平台提供的主要登记服务

目前,该登记平台除提供应收账款质押登记服务外,还提供应收账款转让登记、融资租赁登记、所有权保留登记、租购登记、留置权登记、保证金质押登记、存货/仓单质押登记、动产信托登记以及其他动产融资登记等登记服务。以下,对于比较常见的应收账款质押登记和应收账款转让登记,我们简要进行介绍:

(一) 应收账款质押登记

简介	出质人将应收账款质押给质权人,作为融资或交易的担保时所做的登记。
意义	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对由于各种原因需要质押应收账款的出质人而言,办理登记是法律法规的明确要求; ▪ 对质权人而言,办理登记既是质押权成立的法定条件,也是防止“一款多质”,保障交易安全的重要手段; ▪ 对第三人而言,一方面,可以通过该登记平台方便地查询出质人或质权人的相关质押登记信息,一定程度上了解出质人或质权人的资信情况;另一方面,可以通过该登记平台了解应收账款的相关权利状态,

对时更高的要求。因此,市场从各种交易信息(企业信用状况、财产权利归属信息)提供信息登记照会平台。该平台对信息的强需求,本登记平台正是在这种市场需求下应运而生的。

二、本登记平台的概况

本登记平台是由中征动产融资登记服务有限公司设立的在线登记公示平台。中征动产融资登记服务有限公司,主要从事动产融资登记相关服务(包括:登记、信用调查、咨询、调查、取引决算代行、系统运营维护、动产融资登记服务的宣传推广、市场研究及对外交流与合作,以及其他与动产融资登记相关的服务),直属于央行的中国人民银行征信中心是其主要股东。

本登记平台的注册用户分为普通用户和常用户,普通用户个人和企业均可注册,仅具有查询权限而无权进行公示登记;常用户只能由企业申请注册,并向人民银行征信中心在各省市设立的分中心申请现场审核,通过审核后获得在该登记平台进行公示登记的权限。截至2014年06月30日,该登记平台拥有8131家常用户,已办理登记业务1,335,874笔,查询业务2,035,902笔。

三、本登记平台提供的主要登记服务

目前,本登记平台除提供应收账款质押登记服务外,还提供应收账款转让登记、融资租赁登记、所有权保留登记、租购登记、留置权登记、保证金质押登记、存货/仓单质押登记、动产信托登记以及其他动产融资登记等登记服务。以下,对于比较常见的应收账款质押登记和应收账款转让登记,我们简要进行介绍:

(一) 卖掛金質權登記

簡潔な紹介	質權設定者は売掛金の質權を質權者に渡し、融資または取引の担保の際に行う登記とする。
意義	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種要因により売掛金に質權を設定しなければならぬ質權設定者について言えば、登記手続きは法令で明確に求められている。 ▪ 質權者について言えば、登記手続きは質權成立の法定条件であり、「一件に複数の質權」を防止するためであり、取引の安全を保障する重要な手段である。 ▪ 第三者について言えば、一つには本登記プラットフォームを通じて質權設定者または質權者の関連質權登記情報を簡単に照会することができ、ある程度において質權設定者または質權者の信用状況を把握することができる。もう一つには、本登記

	以便更好地保护自身权益。
法律依据	根据《 物权法 》第 228 条以及《 应收账款质押登记办法 》的相关规定，应收账款设定质押必须进行登记，质权自登记时设立。
办理流程	具体操作，请参考 应收账款质押登记操作手册 。

(二) 应收账款转让登记

简介	该登记主要针对对外贸易中的保理业务。在保理业务中，应收账款债权人可将其现在或将来的应收账款转让给银行或保理商以获取资金。对于非保理业务相关的应收账款转让，也可以自愿在该登记平台办理登记。
意义	应收账款以登记的方式进行公示，可以透明交易关系，避免同一应收账款先转让后质押，或者先质押后转让产生的权利冲突，保护交易安全。
法律依据	<ul style="list-style-type: none"> 根据《商务部关于商业保理试点实施方案的复函》(商资函[2012]919号)的相关规定，商业保理公司应在人民银行征信中心的应收账款质押登记公示系统办理应收账款转让登记，将应收账款权属状态予以公示。 需要提示的是，与应收账款质押登记是应收账款质权设立的条件不同，应收账款转让登记并非应收账款转让设立的条件（只是商业保理公司的一项义务）。
办理流程	具体操作，请参考 应收账款转让登记操作手册 。

除了上述介绍的应收账款质押登记和应收账款转让登记外，该登记平台提供的其他登记服务，目前尚无国家法律层面的强制性要求。除天津市的动产权属登记可以在该登记平台进行自主登记并受《[天津市动产权属登记公示查询办法（试行）](#)》规制外，中国其他省市的动产权属登记，并没有在该登记平台进行登记的法定义务，即便进行了登记，也无相应的法律效果。当然，随着未来全国层面的动产融资统一登记法律制度的建立，相信该登记平台或其他类似登记平台，能够在保障动产权利、降低动产融资交易风险和交易成本、拓宽企业融资渠道等方面，发挥更大的作用。

(里兆律师事务所 2014 年 11 月 07 日编写)

	プラットフォームを通じて売掛金の関連権利状態を把握することで、自己の權益をより効果的に保護することができる。
法律根拠	「 物权法 」第 228 条および「 売掛金質権登記弁法 」の関連規定によれば、売掛金の質権設定には登記が義務付けられており、質権は登記時点から成立する。
手続きの流れ	具体的な処理については、 売掛金質権登記操作マニュアル を参照のこと。

(二) 売掛金譲渡登記

簡潔な照会	本登記は主に対外貿易におけるファクタリング業務のためである。ファクタリング業務において、売掛金債権者は自己の現在または将来の売掛金を銀行またはファクタリング業者へ譲渡することで資金を獲得できる。非ファクタリング業務における売掛金の譲渡についても、自発的に本登記プラットフォーム上で登記を行うことができる。
意義	売掛金を登記方式で公示することで、取引関係の透明度を高め、同一の売掛金を譲渡しているにもかかわらず質権を設定した場合、または質権設定後に譲渡を行った場合に生じる権利の衝突を回避し、取引の安全を守る。
法律根拠	<ul style="list-style-type: none"> 「商業ファクタリング試行実施案に関する商務部の回答書簡」(商資函[2012]919号)の関連規定によれば、商業ファクタリング会社は人民銀行信用調査センターの売掛金質権登記公示システム上で売掛金譲渡登記を行い、売掛金の権利帰属状態を公示しなければならない。 なお注意点として、売掛金質権登記が売掛金質権成立の条件であるのと異なり、売掛金譲渡登記は売掛金譲渡成立の条件ではない(単に商業ファクタリング会社の義務である)。
手続きの流れ	具体的な処理については、 売掛金譲渡登記操作マニュアル を参照のこと。

上記で紹介した売掛金質権登記および売掛金譲渡登記以外の、本登記プラットフォームが提供するその他の登記サービスについては、現在のところ未だ国の法律レベルでの強行要求はない。天津市の動産権利帰属登記が本登記プラットフォームにおいて自発的に登記を行った上で「[天津市動産権利帰属登記公示照会弁法（试行）](#)」の規制を受けることを除き、中国のその他の省市における動産権利帰属登記は、本登記プラットフォーム上で登記を行う法令義務を設けておらず、たとえ登記を行ったとしても、相応する法的効果が生じない。当然ながら、将来全国レベルの動産融資統一登記法制度が確立されるに従い、本登記プラットフォームまたはその他の類似の登記プラットフォームが、動産権利の保障、動産融資取引リスクと取引コストの低減、企業融資ルートの開拓などの面で、より大きな役割を果たすであろうと思われる。

(里兆法律事務所 2014 年 11 月 7 日付で作成)